

令和7年度
包括外部監査の結果に関する報告書

福島市の子ども・子育て支援事業に関する
財務事務の執行について

福島市包括外部監査人
公認会計士 須賀俊一

目次

第1章 総論	4
第1節 包括外部監査の概要	4
1 包括外部監査の種類	4
2 選定した特定の事件	4
3 外部監査の対象期間	4
4 外部監査の実施期間	4
5 特定の事件を選定した理由について	4
6 包括外部監査の方法	5
7 監査対象機関	6
8 外部監査の補助者	6
9 利害関係	6
第2節 包括外部監査の監査結果	7
1 監査の結果について	7
2 監査の結果及び意見の集約リスト	8
第2章 監査対象の概要	13
第1節 子ども・子育て支援に関する施策の概要	13
1 福島市子ども・子育て支援事業計画 2020（子ども・子育て新ステージプラン）	13
2 福島市子どものえがお条例	17
3 福島市こども計画	19
第2節 監査対象とした部署及び事業等	22
1 監査対象部署	22
2 監査対事業及び事務	25
3 監査要点と監査手続	27
第3節 総論	28
1 福島市の人口、世帯数及びこどもの人口の推移	28
2 福島市の人口動態	29
3 こどものいる世帯数の推移	30
4 出生数、合計特殊出生率の推移	31
5 幼児教育・保育施設の状況	32
6 放課後児童クラブの推移	33
7 生活保護の状況	33
第3章 監査の結果及び意見	35
第1節 過年度包括外部監査の措置状況等	35
1 令和元年度の包括外部監査の措置状況等	35
2 令和2年度の包括外部監査の措置状況等	47
第2節 こども未来部こども政策課	56

1	児童手当	56
2	児童扶養手当	61
3	児童手当制度改正準備事業（電算業務委託料）	66
4	児童手当制度改正準備事業費（その他の委託料）	71
5	出産・子育て応援交付金事業	72
6	ファミリーサポート事業委託	75
7	児童センター運営補助金	77
8	福島市児童センター管理委託料	80
9	地域子育て支援拠点事業委託	82
10	福島市児童公園の施設管理委託	85
11	福島市放課後児童健全育成事業業務委託	87
12	福島市放課後児童健全育成事業家賃補助	96
13	福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金	98
14	福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金	100
15	福島市放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金	102
16	放課後児童クラブ整備事業補助金	104
17	ユースプレイス自立支援事業業務委託	107
18	子どもの居場所づくり支援事業業務委託	109
19	福島型給食推進事業（補助）	111
第3節 こども未来部こども家庭課		114
1	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	114
2	福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービス 業務委託	118
3	母子生活支援施設措置事業	121
4	ひとり親家庭自立支援事業	123
5	妊産婦健診事業	125
6	新生児聴覚検査事業	128
7	福島市産後ケア事業	130
8	福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託	133
9	小児慢性特定疾病医療支援事業	136
10	福島市4か月児・10か月児健康診査業務	138
11	こども家庭センター事業	140
第4節 こども未来部幼保企画課		150
1	施設給付費等	150
2	私立幼稚園利用給付費	157
3	私立幼稚園等預かり保育利用給付費	158
4	福島市一時預かり・延長保育事業	159

5	障がい児保育事業実施費	167
6	認可外保育施設等利用給付費	171
7	福島市病児保育事業業務委託	172
8	待機児童解消促進事業費	178
9	児童福祉施設等補助金	200
10	私立幼稚園教育振興補助金	204
11	福島市子ども・子育て支援システム運用保守業務委託	206
12	(仮称) もりあい認定こども園整備事業費	208
13	認定・入所に係る事務について	210
14	保育料の収納、債権管理、不納欠損処理等について	212
15	指導監査	212
第5節	こども未来部幼保支援課	216
1	市立幼児教育保育施設	216
2	福島型給食推進事業費	248
3	福島市特色ある幼児教育・保育推進事業費補助	258

第1章 総論

第1節 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

福島市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

3 外部監査の対象期間

原則として令和6年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

令和7年7月16日から令和8年3月24日まで

5 特定の事件を選定した理由について

少子高齢化の急速な進行により、労働力人口の減少、経済規模の縮小、社会保障負担の増大、地域社会の活力低下など、社会経済全般にわたり深刻な影響が懸念されている。また、保護者の働き方や生活形態などが多様化しており、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している。少子高齢化の進行を抑え、家庭環境の変化にともなう多様なニーズに応えるため、社会全体で子育てを支援していくことが必要となっている。

これを受け国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、平成21年に「子ども・若者育成支援推進法」、平成24年には、「子ども・子育て支援法」を含めた「子ども・子育て関連3法」を制定し、待機児童対策や青少年の健全育成などのこども・若者・子育て家庭への支援を展開してきた。

市の子育て支援については、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「福島市新エンゼルプラン（次世代育成支援行動計画）」、平成 27 年に子ども・子育て支援新制度に対応した「福島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備等に取り組んできた。令和 2 年には、子育て支援を新たな段階に進めるため、「子ども・子育て新ステージプラン（福島市子ども・子育て支援事業計画 2020）」（以下「新ステージプラン」という。）を策定し、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ってきた。また、令和 3 年 6 月には、子どものえがおあふれる社会を実現するため、「福島市子どものえがお条例」を制定し、子どもを将来の主人公、地域の宝と位置付け、地域全体で子どもと子育て家庭を応援する意識の醸成を図るとともに、子育て環境の整備に総合的に取り組んでいる。

市は、令和 7 年度より令和 6 年度で計画期間満了となった「新ステージプラン」に続く「福島市こども計画」を策定実行しているが、「新ステージプラン」の実施状況について包括外部監査人の視点から振り返ることは「福島市こども計画」の効率的かつ有効的な実行のために有用と考える。また、市の子ども・子育て支援事業が、関連法規等に則り合規的に執行されているかどうか、及び経済性、効率性並びに有効性を追求して執行されているかどうかの観点から検証を行うことは有用であると判断し、このテーマを令和 7 年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

（1）監査の要点

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行等について、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

（2）監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑤ 過去の包括外部監査の指摘事項に対する措置状況の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

7 監査対象機関

こども未来部－こども政策課、幼保企画課、幼保支援課、こども家庭課
健康福祉部－福祉監査課

8 外部監査の補助者

公認会計士	高久健一
公認会計士	渡邊さやか
公認会計士	勝田博之
公認会計士	中鉢政彦
公認会計士	富樫健一
公認会計士	鈴木貴也
試験合格者	

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

第2節 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘	現在の法令等に照らして違反（法令、条例、規則等に違反） 又は不当（違法ではないが実質的に妥当性を欠くこと）と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和8年1月末現在の判断に基づき記載している。

2 監査の結果及び意見の集約リスト

No.	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
【福島市子ども・子育て支援事業計画 2020】				
1 (6) 新ステージプランの中間見直しについて				
①	新ステージプランの中間見直しについて	●		16
	福島市子ども・子育て支援事業計画 2020 小計	1	0	
【過年度包括外部監査の措置状況等】				
1 (3) 市立幼稚園再編後、廃止又は集約化された施設の利活用計画				
①	市立幼稚園再編後、廃止又は集約化された施設の利活用計画		●	38
1 (4) 借地での施設運営				
①	借地での施設運営		●	39
1 (6) 公立保育所の施設別収支の把握				
①	公立保育所の施設別収支の把握		●	41
1 (7) 市立幼稚園の施設別収支の把握				
①	市立幼稚園の施設別収支の把握		●	44
②	施設別収支状況の正確性の検証	●		44
2 (6) 児童手当返還金の債権管理台帳の整備				
①	児童手当返還金の債権管理台帳の整備	●		52
	過年度包括外部監査の措置状況等小計	2	4	
【こども未来部こども政策課】				
1 児童手当				
①	制度改正前の申請書類について	●		60
②	算定対象区分について		●	60
③	給食費の回収について		●	60
④	回収管理と不納欠損について		●	61
2 児童扶養手当				
①	添付書類について	●		66
②	債権管理と不納欠損について		●	66
3-1 令和6年度児童手当制度改正に係る電算業務委託(対象者抽出)				
①	業務担当者通知の明確化について		●	68
3-2 令和6年度児童手当制度改正に伴う福島市保健福祉総合情報システム(児童手当)改修業務委託				
①	契約履行確認書類について		●	70

No.	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
6 ファミリーサポート事業				
①	委託先の実態把握について		●	76
7 児童センター運営補助金				
①	決算書（抄本）と拠点区分資金収支計算書の差異について	●		78
②	役員給与と補助金の関係について	●		79
③	補助金の妥当額の検証方法について		●	80
8 福島市児童センター管理委託料				
①	指定管理者公募時に応募者を増やす施策について		●	81
9 地域子育て支援拠点事業委託				
①	入手した収支決算書の内容の把握について	●		83
10 福島市児童公園の施設管理委託				
①	運営協議会について		●	86
11 福島市放課後児童健全育成事業業務委託				
①	委託先のモニタリングについて		●	92
②	福島市放課後児童健全育成事業実施要綱等の記載について		●	92
③	面積基準の遵守		●	93
④	支援の単位に関する基準の遵守		●	94
⑤	補助金の支出実績の把握		●	95
12 福島市放課後児童健全育成事業家賃補助				
①	補助事業に関する効果測定の実施について		●	97
13 福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金				
①	補助事業に関する効果測定の実施について		●	100
14 福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金				
①	補助事業に関する効果測定の実施について		●	102
15 福島市放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金				
①	補助事業に関する効果測定の実施について		●	104
16 放課後児童クラブ整備事業補助金				
①	補助事業に関する効果測定の実施について		●	106
19 福島型給食推進事業（補助）				
①	実績内訳書について		●	112
	こども未来部こども政策課小計	5	21	

No.	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
【こども未来部こども家庭課】				
2 福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービス業務委託				
①	個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ	●		120
4 ひとり親家庭自立支援事業				
①	事業実績の事後評価について		●	125
8 福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託				
①	個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ	●		135
②	終期の定めのない特命随意契約について		●	136
11 こども家庭センター事業				
①	こども家庭センターの人員体制について		●	145
	こども未来部こども家庭課小計	2	3	
【こども未来部幼保企画課】				
1 施設給付費等				
①	今後の給付費の計算について		●	156
②	特定加算項目について		●	156
4 福島市一時預かり・延長保育事業				
①	実績報告書の記載内容について	●		163
5 障がい児保育事業実施費				
①	実施要綱について	●		169
②	助成額の算定根拠について	●		170
③	事業制度について		●	170
7 福島市病児保育事業業務委託				
①	利用者数について		●	176
②	実績報告書の記載内容について	●		177
8 待機児童解消促進事業				
①	待機児童対策事業について		●	181
8-2. 私立幼稚園預かり保育支援補助金				
①	補助額の算定と補助要綱の整備について	●		185
②	補助金の効果測定について		●	186
8-3. 福島市幼稚園送迎ステーション運営業務委託				
①	随意契約の理由について		●	189
②	予定価格の算出について		●	190

No.	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
③	事業の利用率について	●		190
8-6. UIJターン保育士等就労支援補助金				
①	補助金の効果測定について		●	195
8-7. 保育士等奨学資金貸付金				
①	貸付契約書について	●		197
②	債権管理台帳の整備について	●		198
③	台帳の管理方法について		●	199
9 児童福祉施設等補助金				
①	補助額について		●	201
②	「補助事業等の成果」の記載について		●	201
③	当該補助金の今後の方向性について		●	202
10 私立幼稚園教育振興補助金				
①	補助金交付先からの資料の徴求について	●		205
②	当該補助金の今後の方向性について		●	205
11 福島市子ども・子育て支援システム運用保守業務委託				
①	予定価格の設定について		●	207
②	落札率について		●	208
15 指導監査				
①	施設監査と確認監査の連携について		●	214
②	児童福祉施設の施設監査の監査実施体制について		●	215
	こども未来部幼保企画課小計	9	18	
【こども未来部幼保支援課】				
1-1-1. 公立幼児教育施設の現地視察 - 御山保育所				
①	庶務事務システムへの入力について		●	225
②	物品の納品検収について		●	226
③	定員数について		●	226
1-1-2. 公立幼児教育施設の現地視察 - 中央認定こども園（春日園舎）				
①	庶務事務システムへの入力について		●	230
②	安全点検について		●	231
③	監視カメラの設置について	●		231
④	備品管理と備品台帳との整合性について	●		231
⑤	出納管理について	●		232
⑥	出納簿収入欄について	●		232

No.	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
⑦	教材費の預金利息について	●		233
⑧	現金の保管について		●	233
⑨	教材費等の購入申請・購入物確認について		●	233
⑩	物品の納品検収について		●	233
⑪	定員数について		●	234
1-1-3. 公立幼児教育施設の現地視察 - 清水幼稚園				
①	遊具の点検について	●		239
②	監視カメラの設置について	●		240
③	園庭の囲いについて	●		241
④	備品管理と備品台帳との整合性について	●		242
⑤	備品管理シールの貼り付けについて		●	242
⑥	不要・不稼働物品について	●		243
⑦	現金の保管について		●	243
⑧	教材費等の購入申請・購入物確認について		●	244
⑨	物品の納品検収について		●	244
⑩	定員数について		●	244
2 福島型給食推進事業費				
①	補助対象について	●		250
②	補助要件の認定について	●		251
③	補助対象施設の周知について	●		252
④	補助事業の効果測定について	●		253
⑤	補助金交付要件について	●		254
⑥	補助要綱について	●		256
3 福島市特色ある幼児教育・保育推進事業費補助				
①	補助事業の効果測定について		●	259
	こども未来部幼保支援課小計	16	15	
	総合計	35	61	

第2章 監査対象の概要

第1節 子ども・子育て支援に関する施策の概要

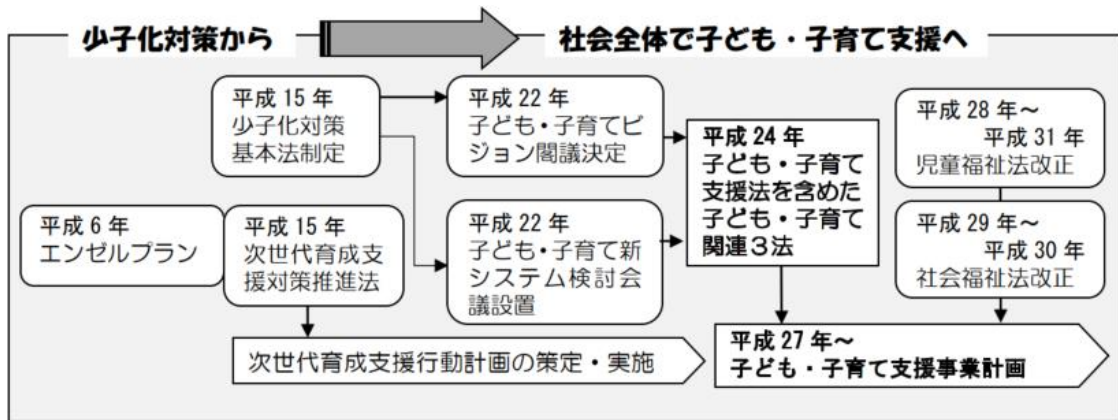
1 福島市子ども・子育て支援事業計画2020（子ども・子育て新ステージプラン）

（1）新ステージプラン策定の背景

少子高齢化の急速な進行により、労働力人口の減少、経済規模の縮小、社会保障負担の増大、地域社会の活力低下など、社会経済全般にわたり深刻な影響が懸念されている。また、保護者の働き方や生活形態などが多様化しており、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している。少子高齢化の進行を抑え、家庭環境の変化にともなう多様なニーズに応えるため、社会全体で子育てを支援していくことが必要となっている。

これを受け国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、平成21年に「子ども・若者育成支援推進法」、平成24年には、「子ども・子育て支援法」を含めた「子ども・子育て関連3法」を制定し、待機児童対策や青少年の健全育成などの子ども・若者・子育て家庭への支援を展開してきた。

《国の取り組みの流れと子ども・子育て支援事業計画》



（出典：「福島市子ども・子育て支援事業計画2020」）

（2）福島市の子ども・子育て支援計画

市の子育て支援は、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「福島市新エンゼルプラン（次世代育成支援行動計画）」、平成27年に子ども・子育て支援新制度に対応した「福島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備等に取り組んできた。

子どもと家庭を取り巻く環境が変化し続けるなか、これまで以上に、地域社会全体で子育てを支援することが求められている。また、平成30年に市は中核市に移行し、福祉に関する行政権限も拡充されており、今後、一層子育て支援のための施策を充実させていく必要がある。

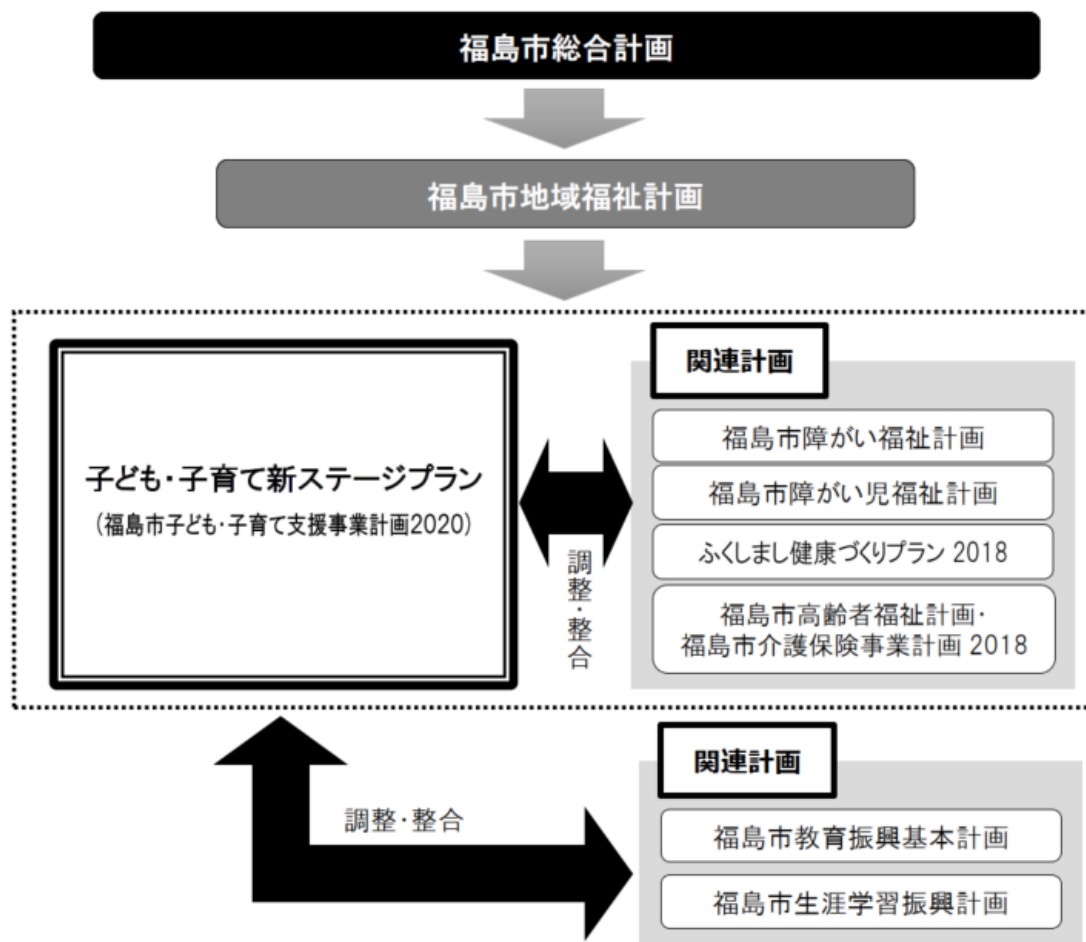
このような変化する社会情勢を捉え、市の実情に応じた子ども・子育て支援の総合的な取り組みを一層推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし新ステージプランを策定した。

(3) 新ステージプランの位置づけ

新ステージプランは、市の子ども・子育て支援の総合的な指針であり、次の性格と役割を持つ。

- ① 「子ども・子育て支援法」に基づき、子育て支援サービスに係る利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上での本市における教育・保育等の需要量の見込み、サービス提供計画
- ② 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、少子化の背景にある子育てに関する不安や負担感を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができるよう施策を盛り込んだ基本的かつ総合的な計画
- ③ 福島市総合計画を具体化する個別計画
- ④ 福島市地域福祉計画を具体化する個別福祉計画
- ⑤ 関連する計画との調整、整合を図り策定する計画

《新ステージプランの位置づけ》



(出典：「福島市子ども・子育て支援事業計画 2020」)

(4) 新ステージプランの基本目標

新ステージプランでは、4項目の基本目標を定めている。

《新ステージプランの基本目標》

基本目標1 安心して子育てできる環境をつくる

安心して子育てできるよう、幼児教育・保育施設及び放課後児童クラブの供給量を確保し、待機児童をゼロにし維持するとともに、質の向上を図ります。

また、多様な就労形態にも対応できる特別保育を拡充します。

基本目標2 親子が健康でいきいきと生活できる環境をつくる

妊娠期から子育て期を通して子どもと親の健全な育ちを支援するとともに、正しい食習慣の定着を図り、豊かな人間性の形成を支援します。

また、安全で安心して生活できる環境の整備と子どもの運動不足の解消や体力づくりの活動の支援を推進します。

基本目標3 子どもが適切な支援を受けられることができる環境をつくる

児童虐待の防止に向けた取り組みを強化するとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭に対して、関係機関と連携し、適切な支援を行います。

また、困難を抱える子どもたちが将来に夢や希望をもって成長していけるよう、貧困対策としての施策を実施します。

外国籍の保護者に対し、適切な支援が受けられるよう、情報提供・相談支援の多言語化に努めるとともに、言語や文化に違いがあっても、共に地域社会で暮らしていけるよう「多文化共生のまち」を推進します。

基本目標4 地域における子育てしやすい環境をつくる

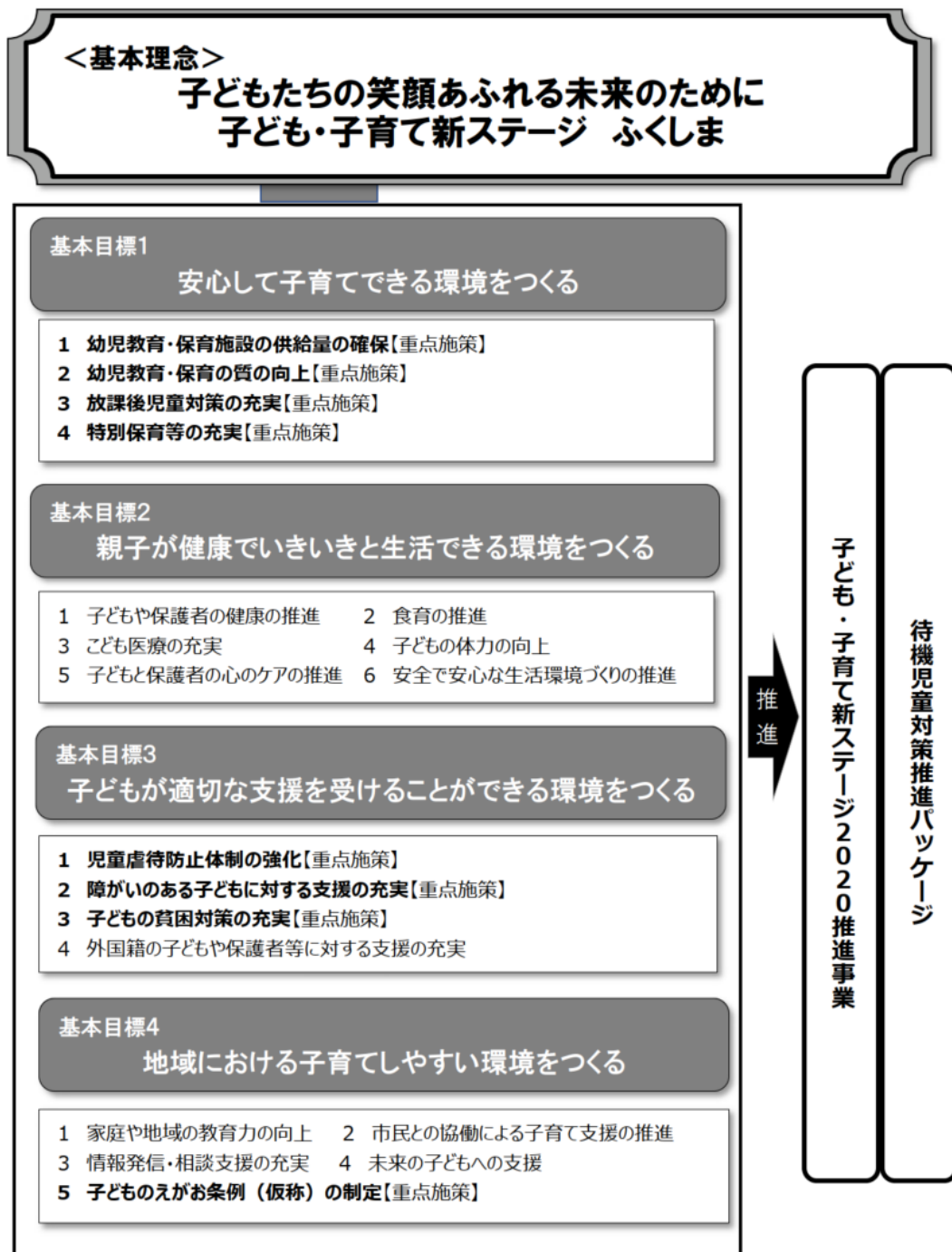
家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。

また、子どもの最善の利益が実現するとともに、日本一の子育て環境の実現に向け、地域全体と認識を共有し、子どもと子育て家庭を守り支える地域環境をつくります。

(出典：「福島市子ども・子育て支援事業計画 2020」)

(5) 新ステージプランの施策体系

以上の基本目標を踏まえた新ステージプランの施策体系は以下のとおりである。



（出典：「福島市子ども・子育て支援事業計画 2020」）

（6）新ステージプランの中間見直しについて【指摘】

新ステージプランについては、担当課において年間の実績を取りまとめ、市の社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）で実績報告が行われ、市のホームページにおいて議事録と併せて公表されている。分科会は、福島市社会福祉審議会条例に基

づき設置されている福島市社会福祉審議会の専門分科会の一つで、17名の委員により構成されている会議体である。

新ステージプランについては、内閣府の基本方針において「計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされており、令和4年度が目安の年度となっていた。他方で、「新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施する。」ことも認められていた。このため市では、令和4年8月4日開催の分科会において、令和4年度に中間見直しを行わないことを決定したにもかかわらず、当該分科会の議事録にその記載がなされていない。

このような重要な決定を行った場合には、漏れなく審議の過程も含め議事録に記載する必要がある。

2 福島市子どものえがお条例

市は新ステージプランの重点施策の一環として、日本一の子育て環境を目指す条例を制定し、市独自の特色ある子ども・子育て支援施策を推進することを目的として、令和3年6月に「福島市子どものえがお条例」（以下「条例」という。）を制定施行している。

条例は、子ども・子育て支援施策の方向性を示した理念条例であり、前文と24の条文で構成されている。条例では、子どもを「将来の主人公」及び「地域の宝」と位置付け、基本理念を定めると共に、子どもを取り巻く①市、②保護者、③保育園・幼稚園・学校、④地域の人、⑤事業者及び⑥子どもの役割を定めている。更に、11項目の基本的な方向性も定めている。

項目	条文
前文	
前文	<p>雄大な吾妻連峰、清流荒川、四季折々のくだもの、泉質の異なる温泉地や色彩豊かな花々、そして緑豊かな信夫山などの自然に抱かれ、また作曲家・古閑裕而氏に代表される芸術・文化の土壌により、本市の子どもが、豊かな心を持ち健やかに成長していくことは、市民全ての願いです。</p> <p>子どもは、将来の主人公であり、地域の宝です。</p> <p>全ての子どもは、多様な個性を持ち、無限の可能性を秘めています。</p> <p>子どもが自分らしく成長するには、保護者による愛情のこもった養育や地域社会からの支援により整えられた適切な環境が必要です。また、子どもの生きる・育つ・守られる・参加する権利の保障を宣明する「児童の権利に関する条約」及び「児童福祉法」の趣旨に基づき、子どもが、一人の人間として、いきいきと健やかに育まれ、そして尊重されることが大切です。</p> <p>福島県では、平成23年の東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、その試練を乗り越える本市の子どもや大人には、誰にも負けない誇りとたくましさがあります。</p> <p>私たちは、こうした経験を踏まえ、今後、災害や感染症の流行など、どんな困難が起きようとも、ともに協力し合い、子どものえがおを守り続けることが大切であると信じています。</p> <p>子どものえがおは、全ての人のえがおにつながります。</p> <p>ここに、地域社会の全ての人それぞれが役割を果たし、地域社会全体で、やがて独り立ちする子どもの育ちや子育てを支援することにより、子どものえがおあふれる社会の実現を目指すため、この条例を制定します。</p>
第1章 総則	
1 目的	第1条 この条例は、魅力ある子育て環境の整備により、子どもが「福島市に育つてよかった」と誇りを持ち、「子育てするなら福島市」と称されるよう、子どもの育ちを支援するための基本理念を定め、市及び地域社会の役割を明らかにし、市全体で子ども・子育て支援のための施策（以下「子ども・子育て支援施策」という。）を総合的、継続的かつ安定的に推進することにより、福島市に子どものえがおあふれる社会が実現されることを目的とします。
2 定義	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
子ども	(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
保護者	(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に育てる者をいいます。
育ち学ぶ施設	(3) 育ち学ぶ施設 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）、小学校等（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。）その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。
地域住民等	(4) 地域住民等 市内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいいます。
事業者	(5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
子ども・子育て支援	(6) 子ども・子育て支援 子どもが健やかに成長することができるよう子ども及び子育てを行う者に対して行われる支援をいいます。

3 基本理念	<p>第3条 子ども・子育て支援は、子どものえがおのために、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。</p> <p>(1) 子どもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家族の状況等によって、差別、体罰、虐待等を受けることなく、安心して生きていくことができ、かつ、一人の人間として尊重されること。</p> <p>(2) 子どもが、健やかに育つために、子どもにとっての最善の方法及び子どもの幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境が整えられること。</p> <p>(3) 子どもが、学びを通じ成長するとともに、必要な支援を受けることにより、社会で生活する能力を身に付けること。</p> <p>(4) 子どもが、何を思い、何を感じながら行動し、又は活動しているか理解され、一人ひとりの個性及び可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。</p> <p>(5) 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携協力して継続的に行われること。</p>
第2章 地域社会の役割	
1 市の役割	<p>第4条 市は、子ども・子育て支援施策を総合的、継続的かつ安定的に推進するため、次のことに努めるものとします。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援施策を推進するための支援体制を確保すること。</p> <p>(2) 保護者、育ち学ぶ施設、地域住民等及び事業者が互いに連携を図り、それぞれが役割を果たすことができるよう調整すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うこと。</p>
2 保護者の役割	<p>第5条 保護者は、子育てにおける最も大きな役割があることから、子どもが生活に必要な習慣を身に付け、心身ともに健やかに成長することができるよう子どもと過ごす時間を大切に、深い愛情を持って子育てを行うものとします。</p> <p>2 保護者は、子どもに対して、体罰を加えたり、虐待を行ったりしてはなりません。</p>
3 育ち学ぶ施設の役割	<p>第6条 育ち学ぶ施設は、未来を担う子どもに対して教育・保育を行うという重要な役割があることを認識し、次のことに努めるものとします。</p> <p>(1) 子どもの年齢及び心身の発達に応じ、子どもが主体的に学び、育つことができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 育ち学ぶ施設において、保育を行う場合は、保護者が安心して子育てを行うことができるよう必要な支援を行うこと。</p>
4 地域住民等の役割	<p>第7条 地域住民等は、子どもが安心して暮らし、心豊かに健やかに成長することができるよう地域社会全体で愛情を持って育むという役割があることを理解し、次のことに努めるものとします。</p> <p>(1) 地域行事その他社会性を育むことができる場を提供する等、子ども・子育て支援に積極的に関わりを持つこと。</p> <p>(2) 見守り等により、犯罪、虐待等から子どもを守ることができるよう安全で安心な地域づくりを行うこと。</p>
5 事業者の役割	<p>第8条 事業者は、子ども・子育て支援に貢献するという社会的な役割があることを理解し、次のことに努めるものとします。</p> <p>(1) 従業員と、仕事と子育てを両立することができる働き方について意識の向上を図るとともに、子どもに深い愛情を持って接する時間を持つことができるよう職場環境を整えること。</p> <p>(2) 市の施策並びに育ち学ぶ施設及び地域住民等が行う子どものための活動に協力すること。</p>
6 子どもの役割	<p>第9条 子どもは、命の尊さを知り、自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持ち、互いに助け合うものとします。</p>
第3章 基本的な施策の方向性	
1 子どもの成長に応じた切れ目のない支援	<p>第10条 子どものえがおのために、市は、誰もが安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てへの適切な支援を切れ目なく行うとともに、地域社会との連携を強化していきます。</p>
2 子ども及び保護者からの相談への対応	<p>第11条 子どものえがおのために、市は、子ども及び保護者が抱える不安又は悩みを解消することができるよう、相談することができる体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化していきます。</p>
3 子どもの居場所の確保	<p>第12条 子どものえがおのために、市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学ぶための居場所の確保等に必要な施策を推進するものとします。</p>
4 子どもの社会参加等の促進	<p>第13条 子どものえがおのために、市は、子どもの主体性を大切にしながら、社会参加等の促進が図られるよう必要な施策を推進するものとします。</p>
5 保護者の居場所の確保	<p>第14条 子どものえがおのために、市は、地域において子育てを支援する拠点及び保護者が交流することができる場の確保等に必要な施策を推進するものとします。</p>
6 子ども及び保護者の健康の増進等	<p>第15条 子どものえがおのために、市は、子ども及び保護者の健康の増進を図るために必要な施策を推進するものとします。</p>
7 教育・保育の質の向上	<p>第16条 子どものえがおのために、市は、教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもの豊かな人間性及び創造性を育むために必要な施策を推進するものとします。</p>
8 子どもへの虐待の予防等に関する取組	<p>第17条 子どものえがおのために、市は、子どもへの虐待の予防、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を推進するものとします。</p>
9 支援を必要とする子ども及び保護者への取組	<p>第18条 子どものえがおのために、市は、疾病、障がい、貧困、家族の状況その他の事情により支援又は配慮を要する子ども及び保護者に対する必要な施策を推進するものとします。</p>
10 生活環境の整備等の促進	<p>第19条 子どものえがおのために、市は、子ども及び保護者が安全で安心して暮らすことができるよう生活環境の整備その他の必要な施策を推進するものとします。</p>
11 多世代の交流の推進	<p>第20条 子どものえがおのために、市は、地域において子どもの育ちの支援となるよう多世代の交流に必要な施策を推進するものとします。</p>
第4章 子ども・子育てに関する施策の推進	
1 子ども・子育て支援事業計画	<p>第21条 市は、子ども・子育て支援施策を推進するために、子ども・子育て支援事業計画を策定するものとします。</p> <p>2 市は、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を点検及び評価した上で、社会福祉審議会（福島市社会福祉審議会条例（平成三十年条例第五号）第一条に規定する社会福祉審議会をいう。）において報告し、公表するものとします。</p>
2 大学等との連携	<p>第22条 市は、大学、事業者等と連携し、子ども・子育て支援施策を検討し課題の解決に努めるものとします。</p>
3 普及啓発	<p>第23条 市は、この条例について、子どもを含め地域社会の全ての人が理解できるよう広く普及啓発を行うものとします。</p>
第5章 雑則	
1 委任	<p>第24条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めます。</p>
附 則	
1 施行期日	<p>この条例は、令和3年6月23日から施行します。</p>
2 経過措置	<p>この条例の施行の際、現に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項の規定により策定されている計画は、第21条の規定により策定された計画とみなします。</p>

「子育てするなら福島市」を目指して

福島市子どものえがお条例 スタート!!

子どものえがお条例では、福島市全体で子どもたちを大切に、子育て世代を応援していくため、地域社会のそれぞれの役割を定めました。

皆さんの立場に応じて求められる役割を知り、そして考えていただき、子どもたちが「福島市に育ってよかった」と思い、子どもたちのえがおあふれる社会をみんなで一緒につくっていきましょう!

6/23
施行



保護者

必要な習慣を身に付け健やかに成長できるように深い愛情をもって子育てを行うこと。

保育園・幼稚園・学校など

主体的な学びや人間性・社会性を育むために必要な支援を行うこと。



市

子ども・子育て施策の推進と地域社会との連携調整を行うこと。

事業者

子育てと両立できる職場環境の整備と地域の子どものための活動への協力すること。



地域の人

子どもと子育てに積極的に関わりをもつことや安全安心な地域づくりをおこなうこと。

子ども

命の尊さを知り自分自身を大切にするとともに人を思いやる心をもつこと。



子どものえがおの基本理念

地域社会がそれぞれの役割を果たすこと。

個性や可能性を伸ばすことができること。

社会で生活する能力を身に付けること。

自己肯定感が育まれること。

一人の人間として尊重されること。

子どものえがおあふれる6つの役割

(出典：福島市ホームページ)

3 福島市こども計画

(1) 「福島市こども計画」策定の背景と位置付け

国は、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、すべてのこども・若者が個人として尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を目指すことを目標と位置づけた。同年12月には、こども・若者に関する施策の基本的な方針となる「こども大綱」を制定している。

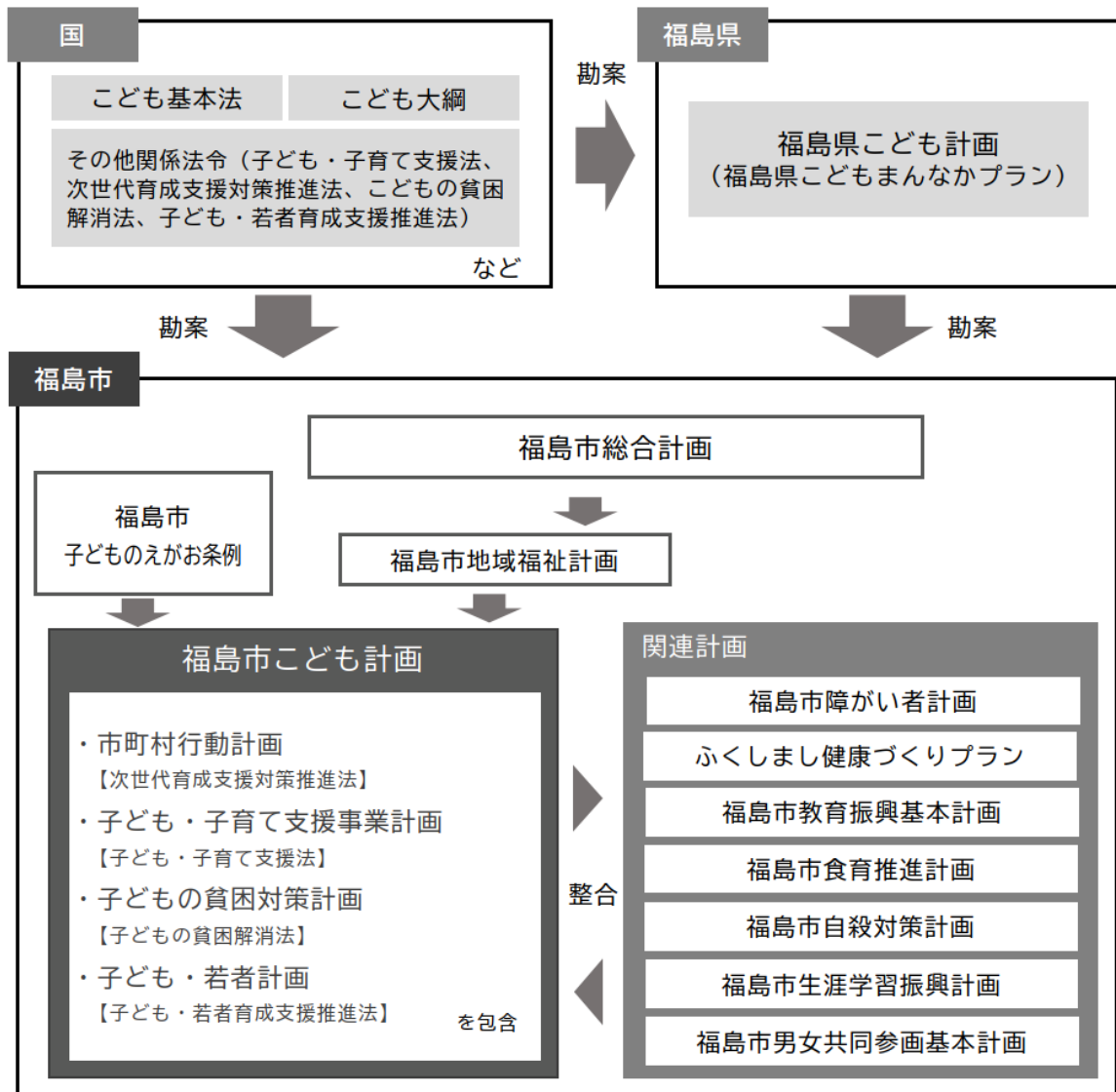
また、市は、令和2年度から新ステージプランに基づくこども・子育て支援の充実を図り、令和3年6月には、こどものえがおあふれる社会を実現するため「福島市子どものえがお条例」を制定し、地域全体でこどもと子育て家庭を応援する意識の醸成を図るとともに、子育て環境の整備に総合的に取り組んできた。

しかしながら、こども・若者や子育て世帯を取り巻く社会環境は、ライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、地域社会のつながりの希薄化を背景とした子育て世帯の孤独・孤立、経済的格差の拡大や貧困、さらには児童虐待、いじめ、自殺といった生命・安全の危機等、課題は山積し、かつ複雑・深刻化している。

このため市は、令和6年度で新ステージプランの計画期間が終了したことに伴い、近年のこども・若者を取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、市のこども・若者施策を総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策に係る計画、子ども・

若者計画を一体化した「福島市子ども計画」を策定し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし施策を進めている。

《「福島市子ども計画」の位置づけ》



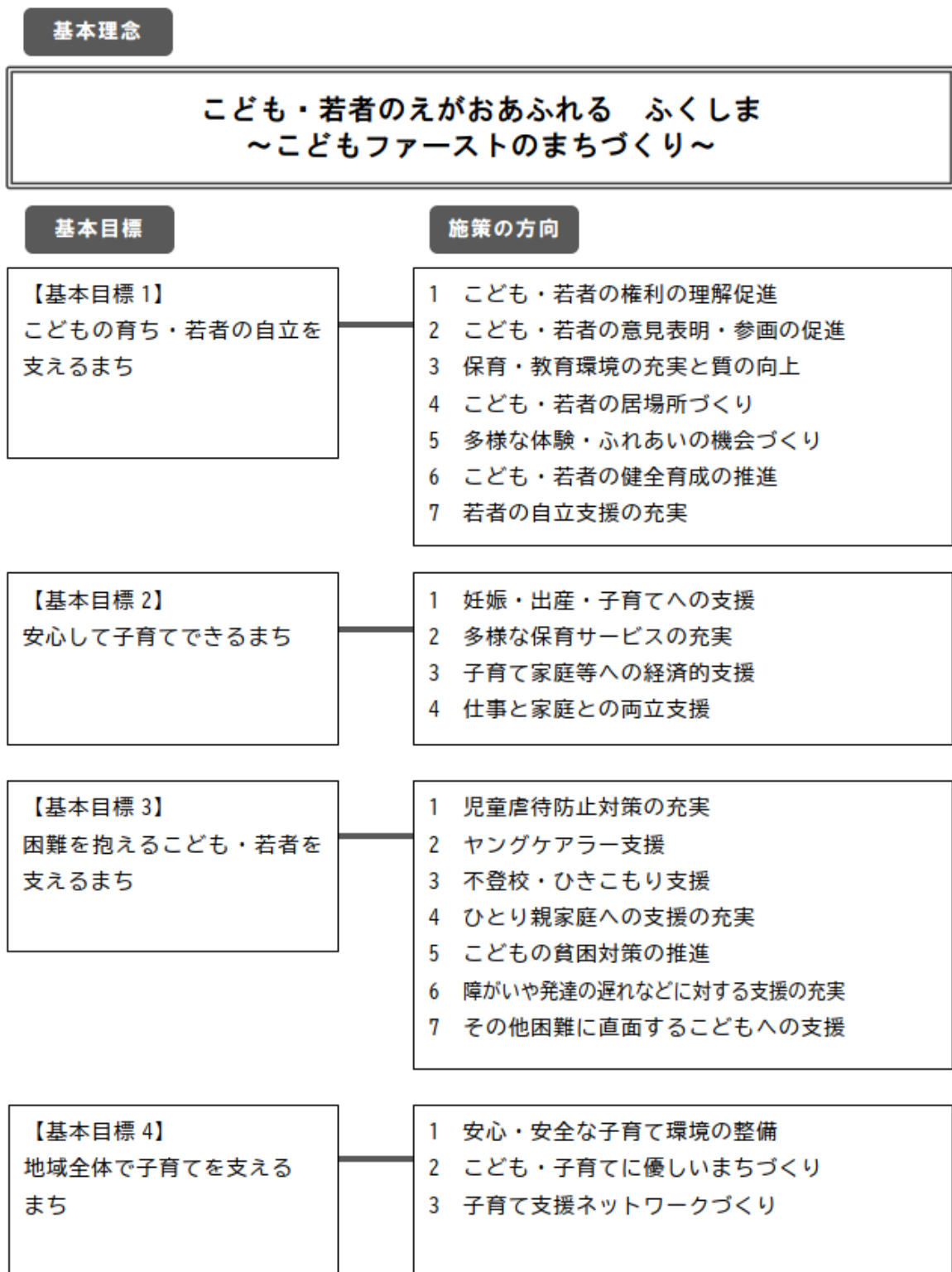
(出典：福島市子ども計画（令和7年度～令和11年度）)

(2) 福島市子ども計画の基本目標と施策体系

福島市子ども計画では、新ステージプランの基本目標を踏襲しつつ、若者に対する視点や社会環境の変化に対応するため、次の4つの基本目標を定めている。

基本目標 1	こどもの育ち・若者の自立を支えるまち
基本目標 2	安心して子育てできるまち
基本目標 3	困難を抱えるこども・若者を支えるまち
基本目標 4	地域全体で子育てを支えるまち

この基本目標を受けた施策体系は以下のとおりである。
 《「福島市こども計画」の施策体系》



(出典：福島市こども計画（令和7年度～令和11年度）)

第2節 監査対象とした部署及び事業等

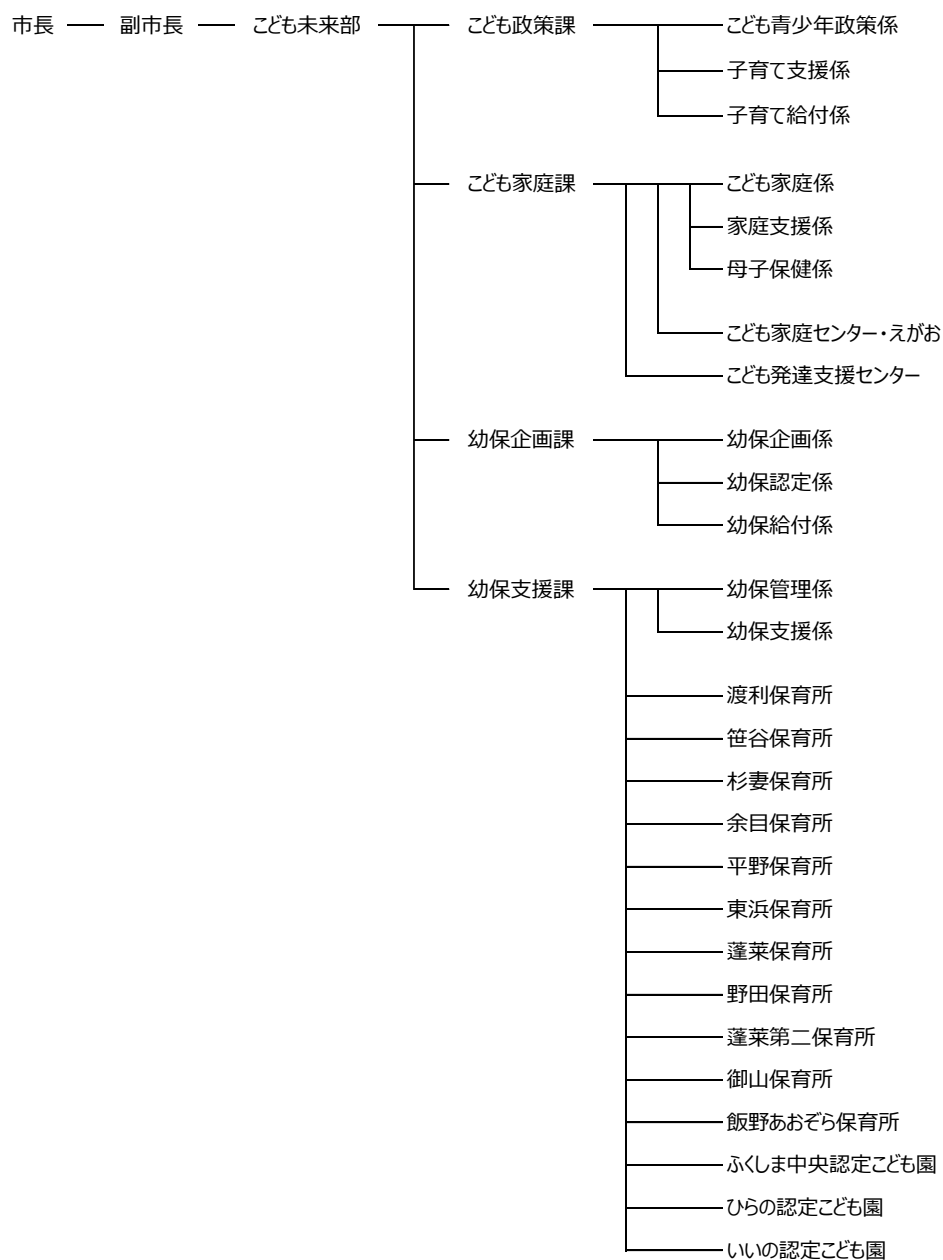
1 監査対象部署

(1) 組織

今年度はこども未来部を監査対象組織として選定した。また、児童福祉施設の指導監査を実施している健康福祉部福祉監査課からもヒアリングを行っている。

こども未来部の組織図は以下のとおりであるが、令和7年度より従来の幼稚園・保育課を幼保企画課と幼保支援課に分けている。このため監査上は、組織改正後の部署名で記載する。

《組織図》



(出典：こども未来部提供データより監査人が作成)

(2) 職員の配置状況

こども未来部の職員の配置状況は以下のとおりである。なお、公立幼稚園の管轄は教育委員会であるが、教員の人件費等の予算はこども未来部で管理しているため、配置状況には公立幼稚園の職員も記入している。

《職員配置状況》

(単位:人)

所属	係	小計 (正規職員)	小計 (会計年度 任用職員)	合計	専任・兼任の別	
					専任	兼任
こども未来部		2	0	2	2	
こども政策課		1	0	1	1	
	こども青少年政策係	5	2	7	7	
	子育て支援係	5	5	10	10	
	子育て給付係	7	4	11	11	
こども家庭課		1	0	1	1	
	こども家庭係	3	2	5	5	
	家庭支援係	5	8	13	13	
	母子保健係	13	10	23	23	
	こども家庭センター・えがお	1	0	1	1	
	こども発達支援センター	8	7	15	14	1 幼支課兼務
幼保企画課		1	0	1	1	
	幼保企画係	4	0	4	4	
	幼保認定係	7	4	11	11	
	幼保給付係	5	4	9	9	
幼保支援課		2	0	2	2	
	幼保管理係	4	1	5	5	
	幼保支援係	7	3	10	9	1 学校教育課
	渡利保育所	8	14	22	22	
	笹谷保育所	7	16	23	23	
	杉妻保育所	7	16	23	23	
	余目保育所	10	21	31	31	
	平野保育所	9	18	27	27	
	東浜保育所	7	19	26	26	
	蓬萊保育所	7	13	20	20	
	野田保育所	12	20	32	32	
	蓬萊第二保育所	9	17	26	26	
	御山保育所	16	26	42	42	
	飯野あおぞら保育所	9	20	29	29	
	ふくしま中央認定こども園	20	29	49	49	
	ひらの認定こども園	20	25	45	45	
	いいの認定こども園	10	16	26	26	
	森合幼稚園	4	5	9	9	
	渡利幼稚園	4	5	9	9	
	杉妻幼稚園	4	5	9	9	
	清水幼稚園	5	4	9	9	
	笹谷幼稚園	4	5	9	9	
	いざか幼稚園	2	5	7	7	
まつかわ幼稚園	4	4	8	8		
計		259	353	612	610	2

(出典：こども未来部提供データを監査人が一部加工)

(3) 事務分掌

(こども政策課)

- ① 子育て支援の総合企画に関する事
- ② 子ども・子育て支援事業計画に関する事
- ③ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関する事
- ④ 青少年の健全育成に関する事
- ⑤ 福島市青少年センターに関する事
- ⑥ 子ども・若者育成支援に関する事
- ⑦ 部の庶務に関する事。
- ⑧ 福島市児童公園に関する事
- ⑨ 児童遊び場の維持管理に関する事
- ⑩ 放課後児童健全育成に関する事
- ⑪ 福島市児童会館に関する事
- ⑫ 福島市ファミリーサポートセンターに関する事
- ⑬ 地域子育て支援センターに関する事
- ⑭ 児童手当に関する事
- ⑮ 児童扶養手当に関する事

(こども家庭課)

- ① こども家庭センターに関する事
- ② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付に関する事
- ③ ひとり親相談支援に関する事
- ④ 女性相談に関する事
- ⑤ 母子生活支援施設に関する事
- ⑥ 母子保健に関する事
- ⑦ 小児慢性特定疾病対策に関する事
- ⑧ 出産・子育て応援給付金に関する事（令和6年度まではこども政策課で対応）
- ⑨ こども発達支援センターの管理運営に関する事
- ⑩ 児童発達支援に関する事
- ⑪ 子ども発達全般に関する相談及び支援に関する事

(幼保企画課)

- ① 幼児教育・保育施設の施設整備に係る企画及び調整に関する事
- ② 未就学児に係る事業の企画及び調整に関する事
- ③ 認可保育施設の入所に関する事
- ④ 幼児教育・保育施設の利用に係る認定に関する事
- ⑤ 保育料等の収納に関する事

- ⑥ 幼児教育・保育施設の利用に係る認定に関すること
- ⑦ 多様な保育サービスの調整及び確保に関すること

(幼保支援課)

- ① 市立幼児教育・保育施設に関すること
- ② 保育士・保育教諭の確保及び育成に関すること
- ③ 幼児教育・保育施設の運営支援等に関すること

(4) 歳出決算額の推移

こども未来部関連の歳出決算額の推移は以下のとおりである。

こども政策課において、歳出額が令和3年度で前年度から大きく増加しているのは、新型コロナウイルス感染症対策で全世帯10万円の給付(総額3,753,237千円)を行ったこと及びその他の新型コロナウイルス感染症対策費が発生したことが要因であるが、これを除くと概ね60億円台で推移している。

また、幼稚園・保育課の歳出額が増加傾向にあるのは、主に、私立保育所及び私立認定こども園に対する給付費等が増加していること、市立保育所及び市立認定こども園の運営費が増加していること、市立認定こども園の施設整備費が増加していること等が要因である。こども家庭課については、減少傾向にあるが4億円から6億円で推移している。

《こども未来部関連の歳出決算額推移》

(金額単位：千円)

部署		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども未来部	こども政策課 一般会計	6,729,036	10,084,959	6,780,104	6,228,061	6,429,823
	こども家庭課 一般会計	544,046	662,890	515,799	479,436	434,640
	幼稚園・保育課 一般会計	8,186,040	8,262,785	8,884,428	8,925,031	9,633,508
	一般会計計	15,459,123	19,010,634	16,180,331	15,632,529	16,497,972
	こども家庭課 特別会計	10,705	9,909	15,923	16,880	15,780

(出典：こども未来部提供データより監査人が作成)

2 監査対事業及び事務

監査対象は、こども未来部が所管する子ども・子育て支援に関する事業及び事務のうち、金額的・質的重要性を考慮し、以下の事業及び事務を選定した。

監査対象事業及び事務の一覧は以下のとおりである。

事業名	決算金額(千円)	参照ページ
こども政策課		
児童手当	3,667,565	P.56
児童扶養手当	868,071	P.61
児童手当制度改正準備事業費	29,043	P.66、P.71
出産・子育て応援交付金	133,256	P.72
ファミリーサポート事業費	17,500	P.75
児童センター運営費補助金	46,899	P.77
児童センター費	64,207	P.80
地域子育て支援拠点事業費	246,832	P.82
福島市児童公園費	18,084	P.85
福島市放課後児童健全育成事業費	892,246	P.87
福島市放課後児童クラブ家賃補助事業費	23,975	P.96
福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業費	204,052	P.98
福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料補助金	38,968	P.100
福島市放課後児童クラブ育成支援体制強化事業費	7,258	P.102
放課後児童クラブ整備事業費	23,183	P.104
子ども・若者育成支援事業費	9,700	P.107、P.109
福島型給食推進事業費	17,711	P.111
こども家庭課		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（特別会計）	2,822	P.114
母子父子寡婦福祉資金貸付事業-電算業務委託費（特別会計）	3,241	P.118
母子生活支援施設措置費	15,340	P.121
ひとり親家庭自立支援事業費	7,421	P.123
妊産婦健診事業費	175,970	P.125
新生児聴覚検査事業費	9,719	P.128
産後ケア事業費	9,979	P.130
母子保健スマート窓口推進事業費	3,464	P.133
小児慢性特定疾病対策等事業費	72,548	P.136
4か月・10か月児健診事業費	14,310	P.138
子育て世代包括支援センター事業費	13,479	P.146
子ども家庭総合支援拠点事業費	21,934	P.147
幼保企画課		
私立保育所保育実施費	4,670,926	P.150、P.159、P.167、P.172、P.206
私立認定こども園給付費	1,695,039	P.150、P.159、P.167、P.172
私立幼稚園給付費	512,394	P.150、P.157、P.158、P.159
地域型保育施設給付費	889,745	P.150、P.159
認可外保育施設等利用給付費	36,740	P.171
病児・病後児保育事業費	28,536	P.172
待機児童解消促進事業費	231,937	P.178
児童福祉施設等補助金	141,840	P.200
私立幼稚園教育振興補助金	29,490	P.204
（仮称）もりあい認定こども園整備事業費	82,900	P.208
幼保支援課		
公立保育所運営費	736,438	P.216
市立認定こども園運営費	266,067	P.216
幼稚園費一般管理費	93,984	P.216
福島型給食推進事業費	61,460	P.248
特色ある幼児教育・保育推進事業費	7,226	P.258

3 監査要点と監査手続

選定した監査対事業及び事務に対して監査要点を設定し、ヒアリング、関連書類の閲覧及び現地視察等の監査手続を実施しているが、設定した主な監査要点は以下のとおりである。

委託契約
① 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
② 委託理由に合理性があるか。
③ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
④ 委託料の算定方法は適正か。
⑤ 委託契約は適法であり、支払は正確か。
⑥ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
⑦ 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
⑧ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

工事契約
① 契約に係る財務事務について予算と実績の管理が妥当であるか。
② 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
③ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
④ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
⑤ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

補助金
① 補助金交付の方式及び相手方の選定方法は適正か。
② 補助金の交付に合理性があるか。
③ 申請方法、金額が予算上明確になっているか。
④ 申請額の算定方法は適正か。
⑤ 補助金の内容に対し適正な水準か。
⑥ 補助金の交付制度は周知されているか。
⑦ 補助金は予定した行政目的達成に貢献しているか。
⑧ 補助金の効果について適時、適切に確かめられているか。

指定管理
① 指定管理者選定までの手続きは適切か。
② 指定管理料の算定方法は適切か、また予算上明確になっているか。
③ 基本協定書や年度協定書は適法であり、また支払いは正確か。
④ 指定管理料は業務の内容に対し適正な水準であり、また指定管理者側での業務コストの削減努力が行われているか。
⑤ 指定管理者からの成果品の検査及び指定管理者の評価について適時、適切になされているか。

現地視察
① 職員の勤務状況が福島市の定める条例及び規則等に従って適切に把握されているか。
② 職員の働き方が今の時代に沿った内容になっているか。
③ 校舎は、安全・安心できる保育・教育環境となっているか。
④ 備品について、財務規則等に従った管理が行われているか。
⑤ 備品が有効に活用されているか。
⑥ 出納管理について、適切に行われているか。
⑦ 物品購入について、財務規則等に従った管理が行われているか。
⑧ 施設の運営に関し、問題になる事項はないか。